

新旧対照表

○神奈川県監査委員における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程

新	旧
<p>第1条・第2条 (略)                      (要配慮個人情報)                      第2条の2 条例第6条第9号に規定する実施機関が定める心身の機能の障害は、<u>個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)</u>第5条各号に掲げる障害とする。                      第3条～第23条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)                      (要配慮個人情報)                      第2条の2 条例第6条第9号に規定する実施機関が定める心身の機能の障害は、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則(平成29年総務省令第19号)</u>第5条各号に掲げる障害とする。                      第3条～第23条 (略)</p>